

群馬県多野郡吉井町大字神保字北高原 出土の刻書紡錘車について

高島英之

- | | |
|----------------------------|-----------------|
| 1. はじめに | 5. 群馬県出土の古代の紡錘車 |
| 2. 本資料採集地の地理的・歴史的環境 | 6. 本資料の意義 |
| 3. 本資料の状況 | 7. おわりに |
| 4. 本県における古代の紡錘車及び刻書紡錘車の研究史 | |

—論文要旨—

2003年10月、群馬県多野郡吉井町大字神保字北高原地内において、同町在住の関口幸生氏が採集された古代のものと考えられる紡錘車には文字が刻書されていることが確認できた。

文字が記された古代の紡錘車は、現在までのところ、全国的に見てもほぼ関東地方からの出土に限られており、とりわけ群馬県南西部から埼玉県北西部にかけての地域を中心に集中して出土する局部的分布を呈する遺物である。それらは、集落遺跡出土の墨書・刻書土器と同様、古代村落におけるある種の祭祀・信仰・儀礼等の行為に伴うものと考えられるが、局部的分布であるが故に、それらを手がかりとして出土地域の特色や、その地域に特有な何らかの信仰形態や祭祀・儀礼等の行為の実相を明らかにすることが可能であり、そのことがひいては本県一帯地域の古代社会の諸様相の解明にも直接結びつくことになる。

本資料には、「真佛」という語と蓮弁が刻画されている。近年、本資料に見られるような仏教信仰に関わる文言や線刻画を有する古代の出土資料の類例は、関東地方を中心に増加しており、刻書・刻画紡錘車でもいくつか確認できるようになってきた。その背景として、古代東国 の在地村落社会においても相応に仏教的信仰が浸透していたであろうことが想定できる。

紡錘車という本来、紡織に用られる用具に表現された祭祀・信仰に関わる文言や絵画などが、紡錘車の本来的な用途や機能と直接結びつく祭祀・信仰儀礼に関わるのか否かについては、現在のところは明らかにしにくい部分もあるが、いずれにしても仏教的な信仰に関わる儀礼の中で使用されたことは相違ないところであろう。仏教的な文言や絵画が表現された紡錘車は、古代東国 の民衆社会における仏教的な信仰の盛行の中で、地域における特徴的な祭祀・信仰の形態と結びついて形成されたものと考えることができ、本資料は、本県でもまだ数少ないその種の資料の一例として重要である。

キーワード

対象時代 奈良・平安時代
対象地域 日本 関東地方
研究対象 刻書紡錘車

1. はじめに

ここに紹介する刻書紡錘車（図1）は、2003年10月に群馬県多野郡吉井町大字神保在住の関口幸生氏が、同町大字神保字北高原の畠地にて表面採集された資料である。

採集後、直ちに紡錘車の表面に文字が刻書されていることに気づかれた関口氏は、氏の近隣に居住し、かねてより親交のある当事業団 神保侑史事業局長に鑑定を依頼され、さらに神保局長より筆者に照会されたものである。全国的にみて、刻書紡錘車の出土例が抜きんで多い群馬県内出土の資料の中でも具体的記載内容がある程度明確な希有な資料であり、古代の在地民衆社会における祭祀・信仰の実態を示すものとして注目できる資料と考えられる。そこで、関口氏の承諾を得てここに紹介し、数少ない古代の当該資料の一つとして、江湖の論議の素材に供したいと考える。

遺物としての紡錘車自体は、纖維に擦りをかける際に使用される弾み車であり、すでに弥生時代には使用が確認できるが（八幡 1967）、8世紀以降のものにしばしば文字が記されたものが確認できる。紡錘車に記された文字は、土製・石製のものを問わず圧倒的に刻書されたものが多い。

文字が記された古代の紡錘車は、現在までのところ、全国的に見ても出土範囲が非常に限定されており、京都府長岡市長岡京跡右京6条2坊7坪出土の資料と岩手県水沢市伯済寺遺跡出土の資料の計2点以外は、ほぼ関東地方にのみに限られる。とりわけ群馬県南西部から埼玉県北西部にかけての地域を中心に集中して出土する極めて局部分布を呈する遺物である（高島 2000、高島・宮瀧 2002）。

この極めて特徴的な出土文字資料である墨書・刻書紡錘車は、集落遺跡出土の墨書・刻書土器と同様、古代村落におけるある種の祭祀・儀礼等の行為に伴うものと考えられるが、出土範囲がかなり限定されている遺物だけに、それを手がかりとして、出土地域の特色やその地域に特有な何らかの信仰形態や、祭祀や儀礼行為の実相を明らかにすることが可能であると考えられる。それら墨書・刻書紡錘車の出土範囲は、群馬県南西部周辺一帯の地域に特に濃密な分布状況を呈しており、群馬県内出土の事例によって研究の先鞭がつけられていることからみれば、古代の墨書・刻書紡錘車を検討すること自体、本県を中心とする一帯の古代社会の解明に直接的に繋がってくるものと言うことができよう。

2. 本資料採集地の地理的・歴史的環境

本資料の採集場所は、先にも記したように、群馬県多野郡吉井町大字神保字北高原地内の畠地である（図2）。吉井町中心部から南西に約2.5kmほどの位置に当たる。上

信国境に源を発し、いわゆる「甘楽の谷」を東西に貫流する鏑川は、現・吉井町域の中央部北よりを蛇行しながら東西に流れるが、採集地は鏑川からは南方へ約4kmの上位段丘面の南縁上、段丘から丘陵への変換点付近に立地する。東側には、南から北に鏑川に流れこむ小河川である大沢川があり、大沢川左岸の段丘上にも当たる。また、町域の南部に位置し、町のランドマークとして親しまれている牛伏山（標高490.5m）から北西に約3kmほどの位置にあたり、14世紀中葉に成立したと考えられている『神道集』に「多胡郡総鎮守辛科大明神」として、あるいは『上野国神名帳』の多胡郡項筆頭に載る辛科神社が付近に鎮座する。

採集地の小字は北高原であるが、近接して「折茂」の字名があり、折茂の地は古代の多胡郡織裳郷の故地の一つと考えられている。また折茂の地は、韓級郷の故地の一角を占めると考えられる辛科神社現鎮座地一帯にも近いので、古代韓級郷と織裳郷とは非常に近接して存在した可能性が高い。両郷が非常に近接して設定されたことの理由は、現段階では判然とせず、両郷の位置関係にも今一つ不明確な点も無いではないが、当該資料採集地は古代には多胡郡織裳郷の故地に入るものと想定できよう。

採集地の南方には上信越自動車道が東西に貫通しているが、この道路の建設に先だって採集地周辺では長根安坪遺跡（縄文～奈良・平安時代集落跡、菊池ほか 1997）、安坪古墳群（古墳時代後期、右島ほか 1992）、長根羽田倉遺跡（古墳時代後期祭祀遺構、古墳時代前期～平安時代集落跡、近世畠跡、鹿沼ほか 1990）、神保富士塚遺跡

（旧石器、縄文時代集落跡、古墳時代前・後期～奈良・平安時代集落跡、小林ほか 1993）、神保植松遺跡・神保古墳群（縄文～奈良・平安時代集落跡、古墳、中世城郭跡、谷藤ほか1997・右島ほか 1990）などの遺跡が発掘調査されている。また、採集地の南側には下高原廃寺と言われる9～10世紀寺院跡と考えられている古瓦散布地があるが、発掘調査されている訳ではなく、遺構の状況は不明確である。

一帯は、古代甘楽・多胡両郡域でも有数の後期古墳集中地帯である。採集地も、1938年創刊の『上毛古墳綜覧』に「146基の古墳あり」と記されている神保古墳群、およびそれとほぼ重複する範囲に存在し、上信越自動車道建設に先だって縄文時代竪穴建物跡12、土坑跡81、弥生時代中期竪穴建物跡2、土坑跡77、弥生時代末期～古墳時代初頭の竪穴建物跡16、方形周溝墓9、古墳時代竪穴建物跡2、古墳3、平安時代の竪穴建物跡32、中世植松城跡などが検出・調査された神保植松遺跡の範囲に含まれる可能性が高い（谷藤ほか 1997）。

なお、本資料の発見・所有者の関口氏によると、この刻書紡錘車が採集された付近では、紡錘車の未製品や失

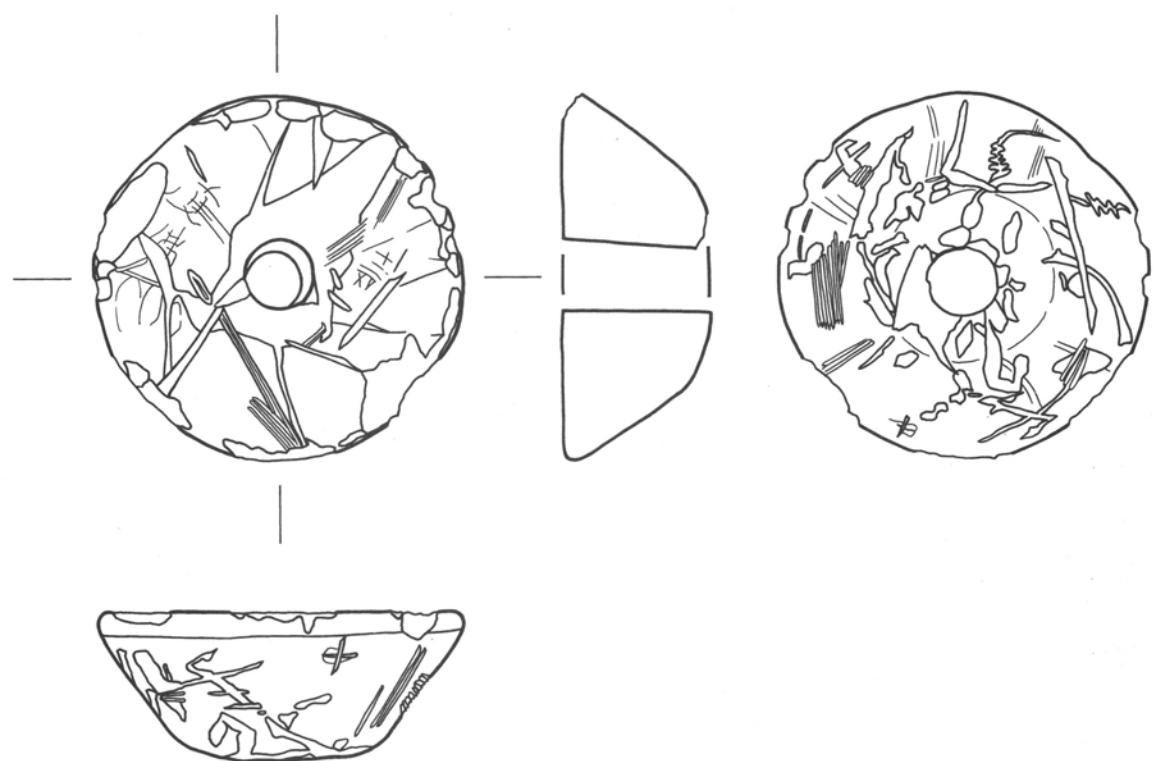


図1 群馬県多野郡吉井町大字神保字北高原出土刻書紡錘車（実測図は原寸）



図2 群馬県多野郡吉井町大字神保字北高原刻書紡錘車出土地点周辺の遺跡

敗作などが数点併せて採集できたとのことである。当該資料が出土した地点には、あるいは石製紡錘車の工房のような機能を有する施設が存在した可能性が存在する。

3. 本資料の状況

本資料は、上面径4.85cm、下面径2.35cm、厚さ2.0cm、孔径0.9cm、重さ60g、断面の形状は厚台形であり、完形である。材質は滑石と推定される。上面・側面・下面とも非常に傷が多く、文字の判読は困難であった。

文字は上面に2箇所記されているのが確認できた。孔を中心に文字を正位にみると、孔を挟んで左右に2文字ずつ記されている。孔の右側やや上位に記された2文字のうち、1文字目は傷との重複が甚だしく判読不能である。2文字目は「知」と判読できる。孔の左側に記された2文字は「真佛」と判読でき、その下に蓮弁様の紋様が線刻されている。すなわち釈文は以下のようになる。

「□知」

○(孔)
 「真佛(蓮弁絵画)」

孔の右側に線刻された「□知」2文字の意味は現時点では不明であると言わざるを得ない。左側に線刻された「真佛」の2文字は、あたかも蓮弁の上に載るかのように記されている。「真佛」の語の意味もそれだけではなかなか解釈しにくいところである。

その「真佛」の語が、あたかも蓮弁の上に載せられるかのように記されていることからみるならば、本来は、「阿弥陀如来」とか「觀世音菩薩」であるとかの具体的な仏尊名が記されるべきものとの見方が可能である。それで良いと仮定するならば、文字通り「真の佛」を意味しており、具体的な尊名ではないものの、信仰の対象としての仏菩薩を意味する語であり、当該資料も仏教的な信仰に関わるものと推定することも可能であろう。

なお、採集地点では併せて土器など遺物の年代を類推できる資料が採集されていないので、本資料の年代を明

確にすることはできないが、資料そのものの状況を各地出土の同種の類似資料と比較すれば、古代のものであることは間違いないところであろう。

4. 本県における古代の紡錘車及び刻書紡錘車の研究史

群馬県内出土の紡錘車については、吉井町矢田遺跡で、古墳時代の6世紀後半から平安時代の11世紀前半までの約450年間にわたり、95個もの大量の紡錘車が出土していることを受けて、研究が進展していった（内木・中沢・鬼形 1987、中沢・春山・関口 1988、春山・関口・高田・中沢ほか 1990～97）。この矢田遺跡の調査において中心的な役割を担ってこられた中沢悟氏は、その後も引き続き群馬県内出土の紡錘車の研究について精力的に取り組まれておられ、1996年には、その時点での群馬県内出土の紡錘車1123点を対象に、紡錘車の年代、形状、材質、法量、生産地等の諸点について分析結果を発表しておられる（中沢 1996a・b）。それによれば群馬県内の遺跡から出土する紡錘車には

- ①群馬県内では弥生時代中期段階から出現し、9世紀にピークを迎え、それ以降急速に減少、
- ②形態的には、弥生時代から古墳時代前期までが断面長方形状が主流であり、その後、古墳時代中期以降断面台形状が主流となり、平安時代以降には鉄製・断面扁平状のものも増えてくるが、石製で断面台形状のものと併存する、
- ③材質的には、弥生時代から古墳時代前期までが土製のものが主流で、古墳時代中期以降には土・石・鉄と3種類に分かれ、古墳時代中期以降は石製ものが主流となり、平安時代になると鉄製のものも増えるが石製のものと併存する、
- ④古墳時代以降主流となる石製紡錘車については、蛇紋岩製のものが約8割近くを占める、
- ⑤重量では30～50gのものが最多、ついで50～70gのものが多く、30～70gのものが全体の約7割を占める、
- ⑥1棟の竪穴建物跡から1個出土することが多いが、2個以上出土している事例も1割強あり、複数出土の事例の中には法量の異なるものの組み合わせも含まれていることから、作られる糸の種類によって紡錘車が使い分けられていた可能性がある、
- ⑦古代の紡錘車の大部分を占める蛇紋岩製や滑石片岩製の紡錘車は、大部分が鏑川流域で生産され、県内各地に供給されていったと見られる、
- ⑧鏑川流域地域以外では平安時代以降、須恵器底部を転用したものが見られるようになること、などの顕著な特色が見出せることが指摘されている（中沢 1997）。

刻書紡錘車について初めて触れた文献は、1983年に吉井町黒熊第4遺跡から出土した刻書紡錘車についての資料紹介である（大沢・茂木 1983）。出土した時期についてはこれを遡る事例もあるかもしれないが、管見の限り、報告された例としてはこれが初出である。墨書・刻書紡錘車は群馬県内、しかもここで紹介する資料と同じく多野郡吉井町において初めて確認された資料なのである。

1987年、井上唯雄氏は「線刻をもつ紡錘車—群馬県における事例を中心として—」を発表され、この時点における群馬県内出土の刻書紡錘車27点が集成され、検討を加えた（井上 1987）。文字が記された紡錘車について体系的に論じた研究としてはじめての業績であり、また、それまで群馬県外における出土例が非常に僅少であった文字が記載された紡錘車の存在が、この井上氏の研究の発表によって全国的に知られるようになり、その後の各地における出土例の発見や確認に繋がった契機となった点でもこの研究の意義は大きい。

その後、刻書紡錘車に記された文字の問題について積極的に発言されたのは関和彦氏である（関 1991、1992）。関氏は、文字が記された紡錘車の量が紡錘車全体の出土量に比して圧倒的に僅少である点や、当該期の村落において想定される識字層率から見れば、文字を記すことによる物品の管理統制が成立し得ないと考えられることから、井上氏が前掲論考で提示された調庸布作成に伴う統制に関わる管理・規制に伴うものとの考え方を排され、文字は、養蚕・紡錘・機織を含めての養蚕事業における生産向上を願っての祭祀に際して記されたものとの見解を発表しておられる。

宮瀧交二氏は、主に埼玉県内で出土している仏教信仰を物語る内容の文字や絵画が記された古代の刻書紡錘車、刻画紡錘車を集成し、当該期の民衆間の仏教信仰の実態の一端の解明に迫っている（宮瀧 2000）。本来的に糸に撚りをかける道具である紡錘の部品にすぎない紡錘車に、仏教思想を反映した文字や絵画が記される理由については判然としないとしながらも、紡錘車本来の用途とは全く異なる用いられ方をした可能性も想定する。

また、最近、鈴木孝之・若松良一両氏は、呪文と考えられる文言が記されたり、宗教的な絵画が描かれている墨書・刻書紡錘車を探り上げ、検討を加えておられる（鈴木・若松 2001）。仏教関連の絵画や文言、あるいは呪文を刻書することで、仏や呪文の力で糸紡ぎの成就を願ったものと考えておられる。これらの紡錘車に刻書された文言が願文や呪文に類するものであり、また、刻まれた絵画も、仏堂や仏像・蓮華文など宗教的な意味を有するもので、これらが何らかの祭祀・信仰あるいは儀礼等の行為に際して使用されたと考える点については異議はない。ただし、呪文・願文と考えられる文言の解釈が恣意的に過ぎ、文字の読み方や釈文の立て方には容認できな

い部分が多い。ただ、これらの紡錘車の中には、紡錘車としての本来の用途を離れ、もっぱら呪具として使用されたものの存在を想定されている点は、重要な指摘であるといえよう。

なお、私も宮瀧交二氏とともに、これら先学の驥尾に付して、群馬県内出土の古代刻書紡錘車を集成し、それらの出土状況・記載内容・用途と機能など基本的な問題点について若干整理したことがあり（高島・宮瀧 2002）、小稿もその成果を元にしている。

このように、刻書紡錘車の研究は、主に群馬県出土の資料を元に、群馬県内の研究者によって研究の先鞭がつけられ、その後の研究が進展していったわけである。

5. 群馬県内出土の古代の刻書紡錘車

2003年12月末段階までに出土が把握できた群馬県内出土の墨書・刻書紡錘車の資料数は、管見の限り56点である。群馬県内で現在までに出土したところはいずれも刻書紡錘車であり、文字が墨書きされたものは見られない。文字が記載された紡錘車の割合は、群馬県内出土の奈良・平安時代の全紡錘車の1割強にのぼる。同時代の土器全体に占める墨書・刻書土器の割合がおよそ数パーセントに過ぎない点からみれば、文字が記されたものの率は土器に比べて高いと言えるだろう（中沢 1996、高島・宮瀧 2002）。

出土遺跡の分布状況をみると、一見、県央部と鏑川流域一帯の遺跡にまとまっていると言えそうだが、鏑川流域の遺跡からまとめて出土しているように見えるのは、吉井町の矢田遺跡から多数出土していることによるものであり、出土遺跡の分布状況は従来より言わわれているように、群馬県内では西南部一帯中心と言うことができるだろう。ちなみにこの矢田遺跡は、群馬県内では最も多くの紡錘車が出土した遺跡であり、出土数は95個を数える。そのうち、8～11世紀のものと考えられる事例は58点を数える。文字が記された事例は11例であり、同時代の紡錘車の約2割弱のものに文字が記されていることになる。出土した紡錘車の絶対量が多ければ、必然的に文字が記されたものの量も多くなろうが、群馬県全体の墨書・刻書紡錘車の様相から見れば、矢田遺跡では、当該資料の出土が多い群馬県内の平均よりも、さらにおよそ倍の率で文字が記されていると言うことになり、遺跡の性格付けを考える上で重要な要素となるであろう。

出土状況をみると、およそ9割以上の事例が、竪穴建物跡の埋土中からの出土であり、出土状況については特に顕著な特色を見いだすことはできなかった。また、8世紀後半から9世紀代にかけての資料が圧倒的多数であり、中心は9世紀代と考えられる（高島・宮瀧 2002）。

年代的あるいは形態的な特徴は、文字が記されていない他の一般的な紡錘車の全体的な傾向とほぼ一致してい

る。このことは言い換えれば、特段、大型重量あるいはその逆で小型軽量のものや、特殊な材質のものなど、特徴的な紡錘車が選ばれて文字が記されたのではなく、ごく一般的な、日常使用されている紡錘車に、ある時点で何らかの必要があって文字が記されていたということになる。この点は、墨書・刻書土器でも、特別精巧な土器やあるいは祭祀・儀礼用の土器が選ばれて文字が記されているわけではないという現象と全く同様である。

文字が記された面や部位・位置・方向などはまちまちで、書式として完備していたわけではないようである。この点も墨書・刻書土器にみえる文字の記載方法と共通する。しかしながら、記された文字については、1文字のみ記載のものは却って少なく、複数の文字が記されたものがほとんどであり、墨書・刻書土器の様相と非常に異なる特徴と言うことができる（高島・宮瀧 2002）。

記された文字のうち、内容が明らかなものを見ると、人名が記されたものや地名が記されたものが目立つ。墨書・刻書土器の例と同じく、記載内容は多種多様であり、墨書・刻書紡錘車の機能自体も一概ではなく、多様であったと推察できる。墨書・刻書土器に比べて、出土点数が圧倒的に少ない分、墨書・刻書土器よりも類型化が容易な部分も存在するように思われる。従来から言わわれているように、墨書・刻書紡錘車が集落内における何らかの祭祀・儀礼等の行為に際して使用されたとみて良いのであれば、記された人名や地名は祭祀や儀礼の行為の主体者・願主に関わるものと考えができる。このような事例は墨書・刻書土器の事例でもままに見受けられることであり、墨書・刻書土器の場合でも人名が記される場合は、居住する国・郡・郷名などから記された事例より名前だけが記されたものの方が圧倒的に多い。墨書・刻書土器における記載方法の相違と同様、人名だけが記されたものは、居住する国・郡・郷名から記されたものの省略形と解釈することが可能であり、祭祀・儀礼等の行為を執り行った主体者、あるいはその集団の代表と解釈できよう（高島・宮瀧 2002）。

6. 本資料の意義

先にも述べたように、本資料には「真佛」の語と蓮弁の絵画的表現が線刻されており、仏教的な信仰に関わるものであることは間違いないところであろう。この資料を、仏教的な信仰に関わる供養・儀礼など行事の中でどのように使用されたのかという点について具体的に解明することは、本資料や他の類似資料、あるいはそれらの共伴遺物などの検討からも難しいところであり、また、このような刻書紡錘車の用途や機能・使用方法を解明する手助けを得られるような文献史料も皆無である。

しかしながら、最近、埼玉県を中心に、こうした古代の在地民衆社会における仏教信仰に関わるような線刻画

や文言を有するような刻書・刻画紡錘車の出土例が増えつあり、当該資料もそれらとの関連で注目できる(表1・図3)。

群馬県内出土の資料では、本資料以外としては、まず1. 沼田市戸神諏訪II遺跡出土資料がある、側面に「有馬酒麻呂」の人名と、仏堂と考えられる建築物の絵画が刻画されている。稚拙な表現ながら、寄棟造風の屋根に瓦葺きの様子が線刻で表現され、棟の両端には鷲尾、軒先には風鐸、柱の上部には斗木共もそれぞれ表現されており、本格的な瓦葺建築の仏堂を描いたものと考えられる。もちろん単なる戯画ではなく、仏教的信仰の対象としての仏堂を意識して描いたものであり、この紡錘車が仏教的信仰に伴って使用されたものであることは間違いないであろう。出土した遺跡に隣接して平安時代の寺院跡が検出されており、村落内の寺院を中心とした仏教信仰の村落への浸透との関連が想定できる。

また、2. 前橋市芳賀東部団地II出土の資料には、側面に「卍」が刻書されている。「卍」は「万」「萬」の異体字としても使用されることがあるので、一概に仏教信仰に関わるものと決めつけることは出来ないが、その可能性を有するもの一つとして挙げておきたい。3. 佐波郡玉村町福島曲戸遺跡の古代遺物包含層から出土した蛇紋岩製紡錘車の下面に「虫尼」と刻書された資料がある。女性出家者の名前と考えられよう¹⁾。4. 太田市稻荷宮遺跡の9世紀代竪穴建物跡出土の土製紡錘車の上面に「法師尼」と刻書された資料がある。意味を解釈することは難しいが、いずれにしても僧と尼僧の存在を示唆する文言である。

本県外の類例としては、6. 栃木県河内郡上三川町多功南原遺跡の9世紀第3四半期の竪穴建物跡SI70からは「多心」「善」「菩」「経」など、仏教的な文言が記された紡錘車が出土している。

7. 茨城県東町幸田台遺跡から出土した石製紡錘車や、9. 埼玉県熊谷市北島遺跡出土の石製紡錘車などのように蓮華文が刻画された資料や、8. 埼玉県本庄市大久保山遺跡出土の石製紡錘車や、10. 埼玉県北本市下宿遺跡出土の石製紡錘車7(8世紀末~9世紀前半頃の竪穴建物跡埋土中出土、上面に如来形仏像の上半身と印相が刻画)などように仏像が描かれた資料も存在している。

このような信仰に関わるとみられる文言や絵画が記されたり描かれたりしている紡錘車の存在からも、墨書・刻書土器と同様、墨書・刻書紡錘車が何らかの祭祀・信仰・儀礼等の行為の中で使用されたことは明白である。ただし、最初にも述べたように、墨書・刻書紡錘車に記された文字の記載内容は実に多種多様であり、祭祀・信仰・儀礼それ自体の形態や、祭祀・信仰・儀礼の中での紡錘車の使用方法などはそれぞれの事例によってケース・バイ・ケース的に多様であったと見るのが妥当であ

紡錘車は糸紡ぎの道具であるが、具体的な祭祀・信仰・儀礼の内容については、紡織という紡錘車本来の用途に関わるものであるのか否か、明確にしがたいものがほとんどである。しかしながら宗像・沖の島の出土例に見られるように、紡錘車そのものがその他の紡織具・織機具とならんで祭具として奉納されている事例もあり、また、『肥前国風土記』基肄郡条に引かれた伝承には、「臥機」「絡土朶」が女神に関わる祭具的存在として見えることや(其夜、夢見臥機絡朶、舞遊出来、墜驚珂是古、於是、亦讖女神即立、社祭之)、神話等の記載に女神のシンボルとして紡織具が多く見られる点からみても(関1989)、紡錘車それ自体が祭祀と密接に結びつくものであったわけである。千葉県市川市下総国分寺跡出土の石製紡錘車(SI008竪穴建物跡出土、8世紀代)のように、上面に文字と併せて紡錘車で糸を紡ぐ様を表現した絵画が刻画された例も存在する(市立市川考古博物館 1994)。

以上のような点をみても、墨書・刻書紡錘車が紡織に関わる祭祀・儀礼等の行為に際して使用される場合、日常的な紡織行為の中で、あるいはまた神衣を織るなど特別な織維製品の紡織に伴う祭祀・儀礼の場での使用、など双方のケースを想定することが可能であろう。

また、その一方で、紡錘車本来の用途を離れた祭祀・儀礼の場で使用されるような場合も存在したと考えられる。鈴木孝之・若松良一両氏が指摘しておられるように(鈴木・若松 2001)、たとえ紡織という紡錘車本来の用途を離れても、回転という機能あるが故に呪術的な意味と容易に結びつき、マニ車に類似するような呪具・法具的用もまた、可能性の一つとしては考え得る用途と言えよう。

7. おわりに

以上、群馬県多野郡吉井町大字神保字北高原地内出土の古代刻書紡錘車の出土状況と文字記載内容について分析してきたが、それらが集落における仏教的な儀礼行為の中で使用されたものであることについては、明確に指摘することが出来たと思う。

墨書・刻書紡錘車が使用された祭祀・信仰に関わる儀礼等の行為は、紡錘車本来の用途・機能に関連する紡織に関わるものである場合と、紡錘車本来の用途・機能からは全くかけ離れたものである可能性の二通りが想定可能である。

文字が記された紡錘車が群馬県西南部から埼玉県北西部の地域一に特に集中して出土する理由については、現段階では明確にしがたいのであるが、墨書・刻書紡錘車の出土が集中する地域即ち紡錘車に文字を記す風習が盛行した地域は、近代まで連綿と続く一大養蚕地域とほぼオーバーラップしている。また、群馬県西南部一帯が古

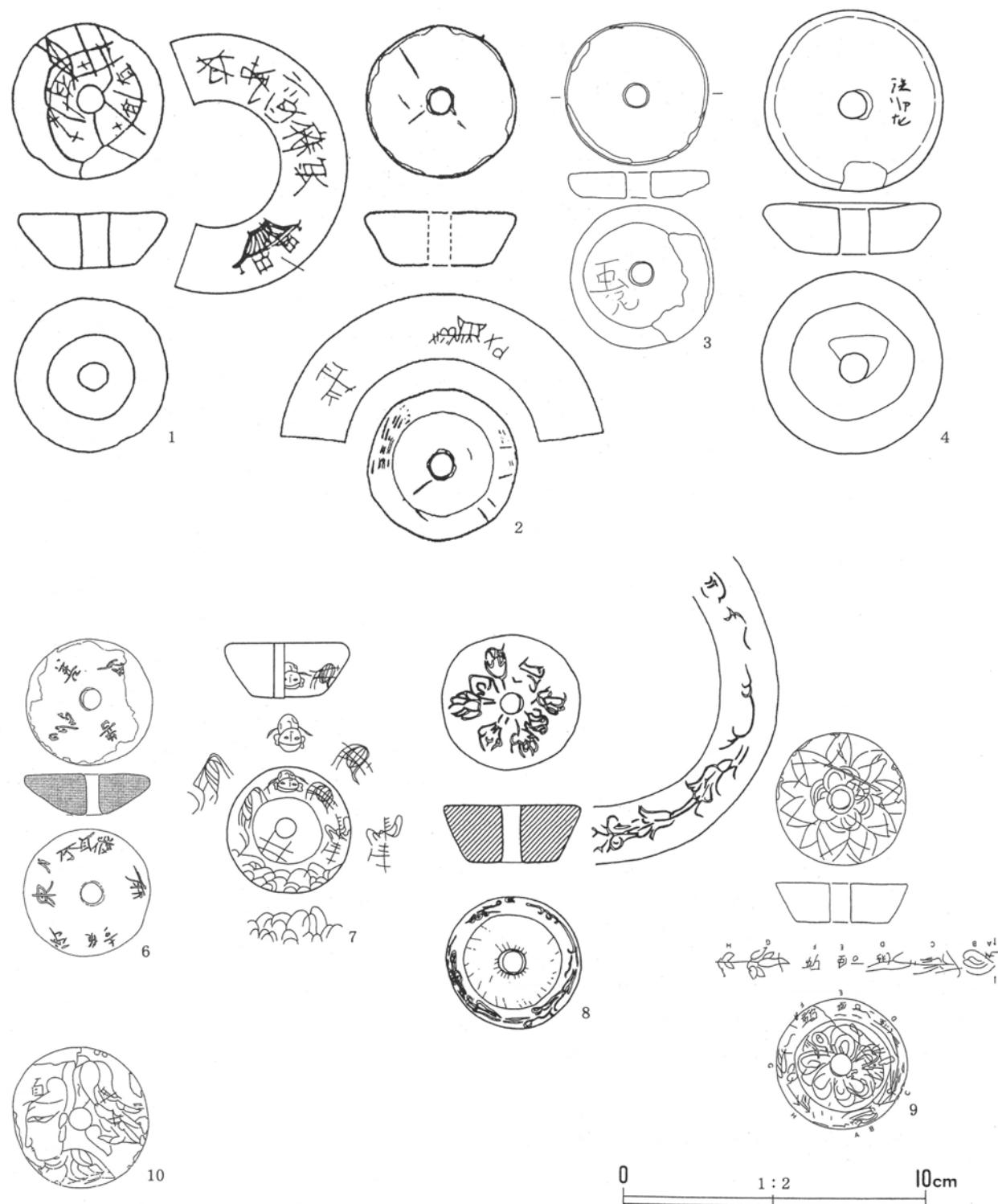


図3 仏教的信仰に関する古代の刻書・刻画紡錘車

表1 仏教的信仰に関わる古代の刻書・刻画紡錘車

| 番号 | 遺跡名 | 出土遺構 | 材質 | 形状 | 上径cm | 下径cm | 厚みcm | 孔径cm | 重量g | 形状 | 年代 | 墨書・刻書部位 | 記文 |
|----|--------------------|--------------|-----|-----|------|------|------|------|------|----|-------|-------------|---|
| 1 | 群馬県沼田市 戸神御訪II遺跡 | A-47号竪穴建物跡 | 石 | 薄台形 | 4.9 | 2.8 | 1.7 | 0.9 | 61.0 | 完形 | 9世紀前半 | 側面・正位 | (寺院仏堂画線刻)・「有馬酒呑呂」 「記」 |
| 2 | 群馬県前橋市 方賀東部町地II遺跡 | H-140号竪穴建物跡 | 石 | 薄台形 | 4.7 | 3.1 | 1.6 | 0.7 | — | 完形 | 8世紀前半 | 側面・正位 | |
| 3 | 群馬県佐波郡玉村町 福島曲戸遺跡 | 23j-6 A区グリッド | 蛇紋岩 | 薄台形 | 4.8 | 3.4 | 0.9 | 0.8 | 16.0 | 完形 | 9世紀 | 下面 | 「虫尼」 |
| 4 | 群馬県太田市 稲荷宮遺跡 | 1号竪穴建物跡 | 土 製 | 薄台形 | 5.7 | 4.1 | 1.4 | 0.9 | — | 完形 | 9世紀中葉 | 上面 | 「法師尼」 |
| 5 | 群馬県多野郡吉井町 大字神保字北高原 | 表面採集 | 滑石 | 厚台形 | 4.85 | 2.35 | 2.0 | 0.9 | — | 完形 | 古代 | 上面 | 「□知」／「真佛 (蓮弁画線刻)」 (上「多心」「善」「経」「菩薩」「口」「吉」「口」「依」) |
| 6 | 栃木県河内郡上三川町 多功南原遺跡 | S170号竪穴建物跡 | 蛇紋岩 | 薄台形 | 4.2 | 1.0 | 1.3 | 0.7 | — | 完形 | 9世紀後半 | 上面・側面 | (上「多心」「不耳」「嚴」「麻」「吉」「口」 (側「中」「不耳」「嚴」「麻」「吉」「口」「依」) |
| 7 | 茨城県稻敷郡東町 幸田台遺跡 | 竪穴建物跡 | 蛇紋岩 | 厚台形 | 4.6 | 2.9 | 2.4 | 0.7 | — | 完形 | 9世紀後半 | 上面・側面・横位 | (蓮華紋絵画線刻) |
| 8 | 埼玉県本庄市 大久保山遺跡 | 123号竪穴建物跡 | 蛇紋岩 | 厚台形 | 4.1 | 2.5 | 1.8 | 0.7 | 42.2 | 完形 | 8世紀前半 | 側面・正位 | 菩薩形仏頭部・供花2箇所、須弥山様絵 画線刻 |
| 9 | 埼玉県熊谷市 北島遺跡 | 3号竪穴建物跡 | 滑石 | 薄台形 | 4.3 | 3.2 | 1.2 | 0.7 | 37.1 | 完形 | 9世紀中葉 | 上面・側面・横位／下面 | (蓮華紋絵画線刻) |
| 10 | 埼玉県北本市 下宿遺跡 | 189号竪穴建物跡 | 蛇紋岩 | 薄台形 | 4.51 | 3.14 | 1.49 | 0.7 | 47.6 | 完形 | 9世紀前半 | 上面 | 「牛甘」「百」 如来形仏面相、施無畏印相、絵画線刻 |

文献

- 群馬県沼田市教育委員会「戸神御訪II遺跡」1992
- 群馬県前橋市教育委員会「芳賀東部町地II」1988
- 朝群馬県埋蔵文化財調査事業団「福島曲戸遺跡 上福島遺跡」2002
- 群馬県教育委員会「渡良瀬川流域遺跡群発掘調査概報」1985
- 山口耕一「多功南原遺跡出土の文字資料について」(「耕とちぎ生涯学習文化財団埋蔵文化財センター研究紀要」9 2001)
- 茨城県稻敷郡東町教育委員会「茨城県東村幸田遺跡・幸田台遺跡」1995
- 早稲田大学本庄考古資料館「大久保山」Ⅷ 2000
- 朝群馬県埋蔵文化財調査事業団「北島遺跡」IV 1998
- 吉見昭「仏像を刻んだ紡錘車—北本市下宿遺跡の調査」(「朝群馬県埋蔵文化財調査事業団『埋文さいたま』」32 1990)

代において布生産の盛行した地域の一つであったことは従来から指摘されているとおりである。その背景を、養蚕と絹織物生産の盛行と結びつけることも可能性の一つとしては想定できるのではないだろうか。

近年、各地から出土が報じられている刻書紡錘車には、絵画が描かれた資料を含め、本資料のように仏教関係の内容を有するものが目立ってきており、本資料の発見によってまた一つ類例を増やすことが出来た。

これまで、古代の在地社会における信仰については、神祇祭祀的な面がクローズアップされてきたが、昨今の古代東国の集落遺跡からの仏教関係遺物の出土状況を勘案すれば、神祇信仰・道教的信仰とともに仏教信仰も想像以上に古代東国村落社会の人々に浸透していたことが判明する。従来、古代の民衆社会における仏教的信仰の浸透状況については、機内を中心とする西日本地域については『日本靈異記』所収の説話などによって明らかであったが、東国社会においても、相応に古代の民衆社会に仏教的信仰が根付いていた様子が、これらの出土文字資料から明らかになってきている。仏教的な文言や絵画などが記された紡錘車も、東国の民衆社会における仏教信仰盛行の中で、地域における特徴的な祭祀・信仰の形態と結びついて形成されたものと考えることができよう。

なお、本資料の紹介を快諾して下さった、発見・所有者の群馬県多野郡吉井町大字神保在住 関口幸生氏、ならびに資料紹介の契機と機会を与えられた当事業団 神保侑史事業局長、当該資料の写真撮影に当たられた当事業団管理部資料整理課 佐藤元彦主幹、実測・トレース図を作成された同課 戸神晴美補助員に深甚なる謝意を捧げるものである。

註

1) 報告書では、この紡錘車刻書の釈文として、平川南氏の釈読によるとして「虫口」とする。2文字目の「尼」の字を敢えて読んでいないが、私が原資料を検討した限り、「虫尼」と読むことが可能であると判断できるので、私の責任において上記の通り釈文を変更したい。

引用参照文献

- 井上唯雄 1987 「線刻をもつ紡錘車について」『古代学研究』115。
 大沢末男・茂木由行 1983 「吉井町黒熊第4遺跡出土の刻字ある紡錘車について」『群馬文化』196。
 鹿沼栄輔ほか 1990 『長根羽田倉遺跡』(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団
 小林敏夫ほか 1993 『神保富士塚遺跡』(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団
 鈴木孝之・若松良一 2001 「信仰資料としての紡錘車—呪文や宗教絵画を刻んだ石製紡錘車—」『財団法人埼玉県埋蔵文化財調査事業団研究紀要』16
 菊池 実ほか 1997 『長根安坪遺跡』(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団
 関 和彦 1989 「『風土記』社会の諸様相—その3—」『風土記研究』8
 関 和彦 1991 「「物部郷長」の世界」『矢田遺跡』II (財)群馬県埋蔵文化財調査事業団
 関 和彦 1992 「矢田遺跡と養蚕」『矢田遺跡』III (財)群馬県埋蔵文化財調査事業団
 高島英之 2000 『古代出土文字資料の研究』東京堂出版

- 高島英之・宮瀬交二 2002 「群馬県出土の刻書紡錘車についての基礎的研究」『群馬県立歴史博物館紀要』23
 谷藤保彦ほか 1997 『神保植松遺跡』(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団
 内木真琴・中沢 悟・鬼形芳夫 1987 「吉井町矢田遺跡出土の文字資料について」『群馬文化』209
 中沢 悟・春山秀幸・関口功一 1988 「古代布生産と在地社会—矢田遺跡出土紡錘車の分析を通して—」(『群馬の考古学 創立十周年記念論集』(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団
 中沢 悟 1996a 「紡錘車の基礎研究」(1)『財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団研究紀要』13
 中沢 悟 1996b 「紡錘車の基礎研究」(2)『専修考古学』6
 中沢 悟 1997 「矢田遺跡における紡錘車の所有形態について」『矢田遺跡』VII (財)群馬県埋蔵文化財調査事業団
 春山秀幸・関口功一・富田一仁・中沢 悟ほか 1990~97 『矢田遺跡』I~VII (財)群馬県埋蔵文化財調査事業団
 宮瀬交二 2000 「日本古代の民衆と「村堂」」野田嶺志編『村のなかの古代史』岩田書院
 山路直充ほか 1994 『下総国分寺跡平成元~5年度発掘調査報告書』市立市川考古博物館
 八幡一郎 1967 「弥生時代紡錘車覚書」『末永先生古希記念古代学論叢』、のち『八幡一郎著作集3 弥生文化の研究』雄山閣出版1979に再録